

# 2025（令和7）年度 事業計画書

公益財団法人日本医療総合研究所

## 2025（令和 7）年度事業計画書

公益財団法人日本医療総合研究所

2025（令和 7）年 3 月 1 日

第 45 回定例理事会決定

### 1. 事業の目的と基本方針

厚生労働省の人口動態統計によると、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが 5 類となった 2023 年 5 月～2024 年 4 月の 1 年間に死者数が 3 万 2576 人に上っています。季節性インフルエンザの約 15 倍と格段に多く、大部分を高齢者が占めています。政府は重症化リスクの低下を理由に新型コロナの類型を引き下げ、日常生活の制約をほぼなくしましたが、今も多くの人が脅威にさらされています。医療崩壊の危機を再び繰り返さないために、次の波に備え、感染者が医療にアクセスできる医療提供体制づくりを進めることが喫緊の課題となっています。

2025 年度の事業を推進するにあたっては、これまでの事業運営における実績と教訓を踏まえ、引き続き、感染対策を図りながら最善の事業運営を目指します。「2025 年度事業計画」は定款に基づいて、誰もが質の良い、安全で安心できる保健・医療・介護・福祉を享受できる社会の形成に寄与することを目的として、保健・医療・介護・福祉に関する調査・研究、集会及び日本医療労働会館の運営に関する事業等を計画します。

入居団体との事業推進に関する合意に基づき、調査・研究、セミナー等に関して各団体と有機的な連携をさらに強めることにより、財団の存在意義への理解を促進するとともに、財団の事業目的の効果的な達成を図ります。

各事業の目的とする最終的な受益者は、保健・医療・介護・福祉の対象となる市民一般であり、財団として、①保健・医療・介護・福祉に関する調査研究、②保健・医療・介護・福祉に関する講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会等、③定期刊行物の発行その他の出版活動、④日本医療労働会館の管理運営、⑤保健・医療・介護・福祉に関する研究に対する助成、⑥当財団の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携、⑦大規模震災時における一時避難・救援場所の提供、⑧地域の町内会・自治会・老人会等への協力を行っていきます。

### 2. 「調査研究」事業について

(1) 誰もが質の良い、安全で安心できる保健・医療・介護・福祉を享受できる社会の形成に寄与するため、保健・医療・介護・福祉に関する調査研究を進めます。「医療動向モニタリング小委員会」を設置し、①税・社会保障改革に関する動向、②医療保険改革と医療提供体制の再編に関する動向、③介護保険制度・介護報酬改定の動向、④国民健康保険をめぐる動向、⑤医師養成をめぐる動向、⑥健康・医療の産業化をめぐる動向、⑦医療労働・医療労働組合をめぐる動向などをモニターします。

(2) 「研究・研修委員会」に「災害と地域医療の研究部会」、その他課題ごとかつ必要に応じて研究部会を設置するとともに、調査研究活動と政策提言を行います。他の研究団体、職能団体

等と連携し、公益目的事業にふさわしい調査研究活動を進めます。

### 3. 「医療研究全国集会」事業について

- (1) 第52回医療研究全国集会・オンライン集会（2025年6月28日・29日）を開催し、保健・医療・介護・福祉についての専門的知識の普及とサービスの向上をはかります。「国民と広く共同し、患者・利用者・地域住民と医療・介護・福祉労働者の人権・いのちの尊厳を守ろう」をメインスローガンに掲げ、記念講演、基調フォーラム、分科会などを計画します。集会は、日本医療労働組合連合会との間で「医療研究全国集会組織委員会」を設置し、多くの団体の後援・協賛を得て、医療関係者・患者・地域住民・研究者など、幅広い参加をめざします。
- (2) 今後の医療研究全国集会のあり方について、引き続き日本医労連との協議をすすめます。

### 4. 「講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業について

- (1) 保健・医療・介護・福祉の分野の関係者向けに保健・医療・介護・福祉についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかること、また、一般市民や学生向けに知識の普及啓発をはかるため、講座・セミナー等を開催します。
- (2) 「研究報告会2025」、「医療・介護フォーラム2025」など、講座・セミナー等の開催を検討します。

### 5. 「出版」事業について

定期刊行物『国民医療』を発行し、普及します。編集は、研究・研修委員会の「国民医療」編集部会（常設）が担当します。その他、財団の研究活動の成果など、保健・医療・介護・福祉サービスの向上に資する出版物の発行に向けた準備を進めます。調査研究活動の報告、研究者・専門家の論文、賛助会員からの寄稿などの提供を行います。

### 6. 「日本医療労働会館の管理運営」事業について

事務所スペースを貸与している当財団の目的と同様の目的の事業を行う関係団体の活動が円滑に行えるよう「会館管理委員会」を通じて、適切な会館管理・運営を行います。2023年に「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）」が開催され、一般照明用の蛍光灯は2027年末までに製造および輸出入を段階的に禁止することが決定し、現在蛍光灯器具の生産は終了していることから、省エネ対策や急な故障に備えるために、LED照明へのリニューアル工事を進めます。また、大規模震災時には、地域の町内会・自治会・老人会をはじめとする避難者の一時避難・救護場所として会館を一般に開放します。

### 7. 「研究に対する助成」事業について

誰もが質の良い、安全で安心できる保健・医療・介護・福祉を享受できる社会の形成に寄与するため、保健・医療・介護・福祉に関する学術研究の促進を図ります。研究に対する助成事業（非応募型）を実施します。助成対象は共同研究及び個人研究とし、予算の範囲内で助成を検討します。選考は「研

究・研修委員会」で行います。

## 8. 関係団体に対する支援及び連携事業

- (1) 当財団の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携に努めます。労働団体及び中央社会保障推進協議会への事務スペースの貸与を行います。
- (2) 2026 年度開催予定の「第 18 回地方自治研究全国集会」の成功に向けて、実行委員会へ参加します。
- (3) その他、入居団体（その傘下団体を含む。）等の行う調査研究、セミナー等への協力を通して、財団の存在意義への理解を促進するとともに、財団の調査研究の成果を広く社会に広めていきます。また、入居団体・医療研組織委員会に対して、財団の賛助会員の拡大等による財政基盤の強化への協力を要請していきます。
- (4) 入居団体と研修・研究委員会の連携を強めるとともに、調査研究活動を行っている他の民間シンクタンクとの連携により、大衆運動と調査研究・政策提言の有機的相乗効果による保健・医療・介護・福祉の改革を効果的に実現していく方法を探っていきます。
- (5) コロナ禍において、必要な医療が提供されなかった実態並びに地方自治体、医療機関及び福祉関係者の果たした役割と困難について把握・調査し、医療・公衆衛生の法制度・政策の問題点を明らかにした上での対応策の提言をとりとめることを目的に 2024 年 7 月 6 日に発足した「新型コロナウイルス感染症対策検証・研究会」に参画し、事例調査チームの事務局を担うなどの支援・連携を行います。
- (6) 山形県鶴岡市を中心とする庄内南部地域で、医療連携体制の在り方についての議論が行われており、「医療・介護・福祉サービスなどをどのように提供し、どのような連携をつくっていくべきか」について具体策を明らかにすると同時に、その中で国と自治体が採るべき政策を見極めていくための「学習・研究会」に対する講師派遣などの支援・連携を行います。

## 9. 財団運営について

- (1) 財団の円滑な執行を図るため、規定に基づき理事会、評議員会を開催します。
- (2) 「研究・研修委員会」及び「医療動向モニタリング小委員会」を概ね年 5 回、「会館管理委員会」を概ね年 3 回開催し、事業を進めます。事務局会議を原則として月 1 回以上開催し、円滑な財団運営に努めます。
- (3) 医療研究全国集会をはじめ講座・セミナー・シンポジウム・研修会の参加者等へ働きかけを行うなど、賛助会員の拡大に努めます。
- (4) ホームページをリニューアルして活用し、財団の情報を広く明らかにしていきます。
- (5) 財団職員の勤務内容の一層の充実・改善と勤務体制の整備を図るとともに、賃金・労働条件・福利厚生等の改善を図ります。就業規則・諸規程を遵守し、引き続き円滑な財団運営業務、健全な勤務状況確立に努力します。
- (6) 定期的な学習と見直し・点検をとおした公益法人制度の遵守と内部統制システムの運用により、コンプライアンスとリスク管理について、安全かつ健全な財団運営に努めます。

以 上